農産物検査に関する事務処理要領改正の概要

Ⅰ　改正の趣旨

農産物検査に関する基本要領（平成21年５月29日付け21総食第213号農林水産省総合食料局長通知。）の改正に伴い、農産物検査に関する事務処理要領の一部を改正する。

２　主な改正内容

農産物検査業務規定　農産物検査の請求の受理の事項追加

別紙４　農産物検査の結果報告マニュアルの報告期間の変更、報告様式の削除、追加及び変更

３　施行期日等

この要領は令和６年7月17日から施行し、令和６年４月４日から適用する。